

# 町県民税特別徴収税額の納期の特例について

## (申請の取下げ・要件を欠いた場合)の届出書

新宮町長 殿	住所又は 所在地			
	法人の名称及び 代表者氏名			
令和 年 月 日提出	電話番号		指定番号	
下記の理由により町県民税特別徴収納期の特例の適用を受けなくなるので届け出ます。				
納期の特例の適用を 受けなくなる理由	1 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2 申請の取下げ 3 その他( )			
備 考				
税務課処理欄				

### 【留意事項】

○この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する月の特別徴収の納期から納期の特例の承認が失われることとなります。

※給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。

○この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

(例)この届出書を提出した日が3月の場合

- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 12月～2月特別徴収分 | → | 4月10日   |
| 3月特別徴収分     | → | 4月10日   |
| 4月～5月特別徴収分  | → | 翌月10日まで |